

様式第7の2（第5条の3関係）

① ~~製造所~~  
 危険物~~貯蔵所~~変更許可及び仮使用承認申請書  
 取扱所

柏市消防局長 殿		年 月 日	
申請者 ②		住所 千葉県柏市柏〇番地〇（電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇）	
氏名 〇〇株式会社		代表取締役 消防太郎	
③ 設置者	住所	千葉県柏市柏〇番地〇（電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇）	
	氏名	〇〇株式会社 代表取締役 消防太郎	
設置場所	④ 千葉県柏市柏〇丁目〇〇		
設置場所の地域別	防火地域別	用途地域別	
	⑤ その他の地域	⑤ 工業専用地域	
設置の許可年月日及び許可番号	⑥ 平成〇〇年〇月〇日 第〇〇〇〇号		
製造所等の別	⑦ 取扱所	貯蔵所又は取扱所の区分	⑦ 給油取扱所
	危険物の類、品名（指定数量）、最大数量	⑧ 第4類第2石油類 軽油(1,000L)30,000L	指定数量の倍数 ⑨ 30倍
位置、構造及び設備の基準に係る区分	⑩ 令第17条 第3項 (規則第 条 第 項)		
変更の内容	⑪ 地下貯蔵タンク1基廃止		
変更の理由	⑫ 事業縮小により使用しなくなったため		
着工予定期日	⑬ 令和〇〇年〇月〇日	完成予定期日	⑭ 令和〇〇年〇月〇日
その他必要な事項	⑮		
※ 受付欄	※ 経過欄	※ 手数料欄	
	許可年月日 許可番号		

仮使用の承認を申請する部分	別添図面のとおり	
※ 受付欄	※ 経過欄	※ 手数料欄
	承認年月日 承認番号	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 この申請書は、移送取扱所以外の製造所等について、変更許可申請と仮使用承認申請を同時に行う場合に用いるものであること。  
 3 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。  
 4 品名（指定数量）の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に（ ）内に該当する指定数量を記載すること。  
 5 位置、構造及び設備の基準に係る区分の欄には、適用を受けようとする危険物の規制に関する政令の条文を記入すること。危険物の規制に関する規則の適用条文の記載がさらに必要な場合は（ ）内に記載すること。  
 6 ※印の欄は、記入しないこと。

変更許可及び仮使用承認申請は、製造所等の位置、構造、設備を変更しながら変更部分以外を使用する際に必要な申請になります。  
申請書は危規則様式第7の2により、2部提出してください。  
仮使用をしない場合は危規則様式第5による申請書類を2部提出してください。

- ④ 製造所、貯蔵所、取扱所のうちいずれか該当するものを○で囲むか該当しないものを2重線で消してください。
- ⑤ 申請者の住所及び氏名は、設置者と同一としてください。ただし、運営者等で既に申請権があることを届出されている方は設置者でなくても申請することができます。
- ⑥ 設置者の住所、氏名は製造所等を設置しようとする方（当該製造所等を所有する方）の住所、氏名を記入してください。法人は主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- ⑦ 設置場所は、登記簿に記載されている所在地及び地番を千葉県から記入してください。  
なるべく「ー（ハイフン）」等略称は使用せず、「○丁目○番○号」のように記入してください。  
移動タンク貯蔵所は、常置場所の住所を記入してください。
- ⑧ 防火地域別は、都市計画法第8条第1項第5号に規定する区分により「防火」、「準防火」、「指定なし」を確認し記入してください。建築基準法第22条に規定する地域である場合は、「22条地域」と記入することもできます。  
用途地域別は、都市計画法第8条第1項第5号に規定する区分により「工業」、「準工業」、「商業地域」等を確認し記入してください。同法7条に規定する市街化調整区域である場合は、「市街化調整区域」と記入してください。  
用途地域は柏市オフィシャルウェブサイトの「地図情報」のなかにある「都市計画情報配信サービス」からご確認ください。
- ⑨ 製造所等の設置時の許可年月日及び許可番号を記入してください。
- ⑩ 製造所等の別は、製造所は「製造所」、危政令第2条に掲げるものは「貯蔵所」、危政令第3条に掲げるものは「取扱所」と記入してください。  
貯蔵所又は取扱所の区分は、危政令第2条又は第3条に規定する区分により「屋内貯蔵所」、「給油取扱所」等と記入してください。（製造所の場合は斜線をしてください）。
- ⑪ 消防法別表第1を確認し危険物の類、品名（指定数量）、最大数量を記入してください。ただし、品名が多く書ききれない場合は「別紙のとおり」と記入し、一覧表等を添付してください。  
変更許可により品名が変更になる場合でも、申請書には変更前の品名を記入してください。
- ⑫ 指定数量の倍数は、貯蔵又は取扱う危険物の最大倍数を記入してください。小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを記入してください。  
ただし、四捨五入することにより適用される技術基準が変わらないよう以下の場合には次のように記入してください。  
変更許可により倍数が変更になる場合でも、申請書には変更前の倍数を記入してください。  
例1：特定屋内貯蔵所は指定数量50倍以下まで貯蔵できる。  
50.03倍⇒50.0倍とはできませんので、切り上げて50.1倍と記入してください。  
例2：屋内貯蔵所は指定数量10倍以上で避雷設備が必要。  
9.95倍⇒10倍とはせず、切り捨てて9.90倍としてください。
- ⑬ 現在許可を受けている適用法令の条文を正しく記入してください。  
例：フルサービスのガソリンスタンドからセルフサービスのガソリンスタンドに変更する申請では、変更前の適用法令である「令第17条第1項」と記入してください。
- ⑭ 変更の内容は位置、構造、設備の変更項目を簡潔に記入してください。項目が多い場合は「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付してください。
- ⑮ 変更するための理由を簡潔に記入してください。
- ⑯ 着工予定期日を記入してください。着工予定年月日が定まっていなければ「許可後即日」と記入することもできます。  
着工予定期日はその期日までに許可書交付を確約するために記入するものではなく、審査等で許可書交付までに日数を要するため、着工までの日時を伺うため記入していただくものです。  
許可申請では、内容によっては許可書交付まで約2週間ほど日数がかかることがあります。申請は御早めにお願います。
- ⑰ 完成予定期日は、工期又は完成予定年月日を記入してください。  
例）工期を記入する場合は「着工後約〇〇日」、完成予定年月日を記入する場合は「令和〇〇年〇月〇日」
- ⑱ その他必要な事項は、以下のような事項を記入してください。  
例1 危政令第23条の特例適用を求める場合  
平成〇〇年〇月〇日消防危第〇〇号による通知による特例適用  
例2 完成検査前に許可内容を変更する場合  
令和〇〇年〇月〇日第〇〇〇〇号の設置（変更）許可を変更するもの  
例3 他の製造所等の変更工事と並行して行う場合  
令和〇〇年〇月〇日第〇〇〇〇号の設置（変更）許可の工事と同時に行う変更工事

# 仮使用承認申請について

## 1. 仮使用承認申請とは

危険物製造所等が変更許可を受けた場合、本来許可に係る工事が開始された後は製造所等の使用が禁止され、完成検査終了時（完成検査済証交付時）まで継続されます。

しかし、工事中の安全が確保され、承認を受けた場合に限り、変更許可に伴う変更工事に係る部分以外の部分の全部又は一部について、使用をすることができます。

つまり、変更工事を行いながら営業等を行いたい場合に行う申請になります。

## 2. 承認の範囲

仮使用の承認部分は、変更工事以外の部分でなければ承認することはできません。

したがって、段階的に工事を行うため、工事着手が工期終盤となる部分でも、工事に係る部分であることから、仮使用することはできません。

## 3. 変更許可申請との関係

(1) 仮使用承認申請は、変更許可申請と同時に受け付けることを原則とします。

(2) 仮使用承認の終期は、変更許可に係る工事の完成検査済証交付時とします。

(3) 仮使用承認は、変更許可申請ごとに必要とします。したがって、同一の製造所等において変更許可を複数回行うような場合は、その都度、仮使用承認申請が必要になります。

## 4. 仮使用承認後の承認内容変更の取り扱い

新たに仮使用承認申請を要するものとして取り扱い、再度手数料が発生します。再申請をもって、変更前の仮使用承認は失効となります。

## 5. 添付書類について

承認申請をするにあたり、以下の添付書類を準備してください。

- (1) 工事計画書（工事内容，工期等を記載した書類）
- (2) 工事計画を踏まえ，安全対策を記載した書類  
（工事責任者は必ず記入し，役職・氏名を明らかにしてください。）
- (3) 仮使用の範囲及び工事に必要な範囲を示した平面図等
- (4) 仮使用部分の安全対策のために必要な設備の位置及び構造に係る書類及び図面（消火器・掲示板・区画等の位置・仕様が分かるもの）
- (5) その他，災害発生の防止上必要なことに関する書面及び図面

## 補足事項

- ① 手続きの時期：工事を着工しようとする日の14日前までに
- ② 手続き可能な方：設置者又は運営者
- ③ 代理人による手続き：可能（設置者から申請者への委任状が必要）
- ④ 手続き方法：直接受付窓口へ
- ⑤ 必要部数：2部
- ⑥ 必要書類
  1. 変更許可申請及び仮使用承認書
  2. 構造設備明細書
  3. 案内図・配置図
  4. 変更に係る位置、構造、設備に関する図面等の添付（変更前・変更後が比較できるもの）
  5. 建築物又は工作物の変更する部分の構造図
  6. 変更する機器等の仕様書
  7. その他審査に必要な書類
  8. 仮使用に係る災害防止上の措置について記載した書類（記入要領参照）
- ⑦ 手続きにかかる費用：別紙，柏市手数料条例に掲げる金額  
（補足）手数料の御支払いは納付書による振込になります。納付書は申請時にお渡しします。
- ⑧ 手続き後にお渡しするもの
  1. 危険物製造所等変更許可書又は不許可通知書
  2. 危険物製造所等仮使用承認証又は不承認通知書
  3. 許可申請及び仮使用承認申請の副本
- ⑨ 注意事項
  1. この申請により許可を受けた後でなければ、着工することはできません。
  2. 完成検査で確認できないものに関しては、中間検査が必要になります。

## 柏市手数料条例に基づく危険物製造所等に係る申請手数料一覧

単位：円

施設区分	指定数量	許可申請		完成検査申請	
		設置	変更	設置	変更
製造所	10倍以下	39,000	19,500	19,500	9,750
	10を超え50倍以下	52,000	26,000	26,000	13,000
一般取扱所	50を超え100倍以下	66,000	33,000	33,000	16,500
	100を超え200倍以下	77,000	38,500	38,500	19,250
屋内貯蔵所	200倍を超えるもの	92,000	46,000	46,000	23,000
	10倍以下	20,000	10,000	10,000	5,000
屋内貯蔵所	10を超え50倍以下	26,000	13,000	13,000	6,500
	50を超え100倍以下	39,000	19,500	19,500	9,750
屋内貯蔵所	100を超え200倍以下	52,000	26,000	26,000	13,000
	200倍を超えるもの	66,000	33,000	33,000	16,500
屋外タンク貯蔵所	100倍以下	20,000	10,000	10,000	5,000
	100を超え1万倍以下	26,000	13,000	13,000	6,500
屋外タンク貯蔵所	1万倍を超えるもの	39,000	19,500	19,500	9,750
	100倍以下	26,000	13,000	13,000	6,500
地下タンク貯蔵所	100倍を超えるもの	39,000	19,500	19,500	9,750
		26,000	13,000	13,000	6,500
屋内タンク貯蔵所		26,000	13,000	13,000	6,500
簡易タンク貯蔵所		13,000	6,500	6,500	3,250
移動タンク貯蔵所	積載式以外のもの	26,000	13,000	13,000	6,500
	積載式のもの	39,000	19,500	19,500	9,750
屋外貯蔵所		13,000	6,500	6,500	3,250
給油取扱所	屋外給油取扱所	52,000	26,000	26,000	13,000
	屋内給油取扱所	66,000	33,000	33,000	16,500
販売取扱所	第1種販売取扱所	26,000	13,000	13,000	6,500
	第2種販売取扱所	33,000	16,500	16,500	8,250
申請区分		金額	地方公共団体の手数料の標準に関する政令に		
仮使用承認申請		5,400	に基づき、柏市手数料条例の定めによる。		
仮貯蔵仮取扱承認申請		5,400	備考1		
水張検査	容量 1万L 以下	6,000	2百万を超えた場合は、		
	1万を超え百万L以下	11,000	15,000円＋百万毎に		
	百万を超え2百万以下	15,000	4,400円を加算する。		
	2百万を超えるもの	備考1			
水圧検査	容量 600L 以下	6,000	備考2		
	600を超え1万L以下	11,000	2万を超える場合は、		
	1万を超え2万以下	15,000	15,000円＋1万毎に		
	2万を超えるもの	備考2	4,400円を加算する。		
柏市火災予防条例第47条の2の規定による手数料			水張検査		6,000
			水圧検査	容量600以下	6,000
				600を超えるもの	11,000